（業務の種類及び方法）

第四条　［略］

2　前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一　［略］

二　有価証券（第十一号に掲げる財産に該当するもの及び第十三号に掲げる財産を除く。）

三　金銭債権（第十一号に掲げる財産に該当するものを除く。）

［四～十　略］

十一　電子決済手段

十二～十五　［略］

（営業保証金に充てることができる有価証券の種類）

第八条　法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　政府保証債券（金融商品取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。以下同じ。）

四　［略］

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第十三条　法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～六　略］

七　その受益権が特定信託受益権（資金決済に関する法律第二条第九項に規定する特定信託受益権をいい、特定信託為替取引（同条第二十八項に規定する特定信託為替取引をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行う場合において、委託者が資金移動業関係業者（資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）第一条第三項第二号に規定する資金移動業関係業者をいう。次条第六号及び第二十二条第十一項において同じ。）である場合（当該資金移動業関係業者から法第二条第一項において準用する信託業法第二十五条の規定による説明を求められた場合を除く。）

2　［略］

（信託契約締結時の書面交付を要しない場合）

第十四条　法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～五　略］

六　その受益権が特定信託受益権に該当する信託に係る信託契約による信託の引受けを行つた場合において、委託者が資金移動業関係業者であつて、書面又は第十六条第一項に規定する電磁的方法により当該委託者からあらかじめ法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項に規定する書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者からの要請があつた場合に速やかに当該書面を交付できる体制が整備されている場合

（業務の種類及び方法）

第四条　［同上］

2　前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号、第十一号及び第十三号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。

一　［同上］

二　有価証券（第十二号に掲げるものを除く。）

三　金銭債権

［四～十　同上］

［号を加える。］

十一～十四　［同上］

（営業保証金に充てることができる有価証券の種類）

第八条　［同上］

［一・二　同上］

三　政府保証債券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。以下同じ。）

四　［同上］

（信託契約の内容の説明を要しない場合）

第十三条　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

（信託契約締結時の書面交付を要しない場合）

第十四条　［同上］

［一～五　同上］

［号を加える。］